

ハイライト:

- ・キャッシュレス・ポイント還元で最大5%のポイント還元が受けられます！
- ・夫婦両方が年収850万円超で、23歳未満等の扶養親族を有する場合の所得税額調整控除が令和2年分以降の所得から適用できます！

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
キャッシュレス・ポイント還元制度について	1
所得金額調整控除について	2

2019年も残すところ4ヶ月となりました。暑さもずいぶん緩和し過ぎやすくなりそうです。まだ残暑は続きますので引き続き、体調管理には気をつけてお過ごしください。

第79号では、10月の消費税引き上げに伴い、期間限定で行われるキャッシュレス・ポイント還元制度について主に取り上げます。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。なお、HPのお役立ち情報で会計・税務の情報を更新していますので、是非ご覧下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

中村 元彦(東京事務所)

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

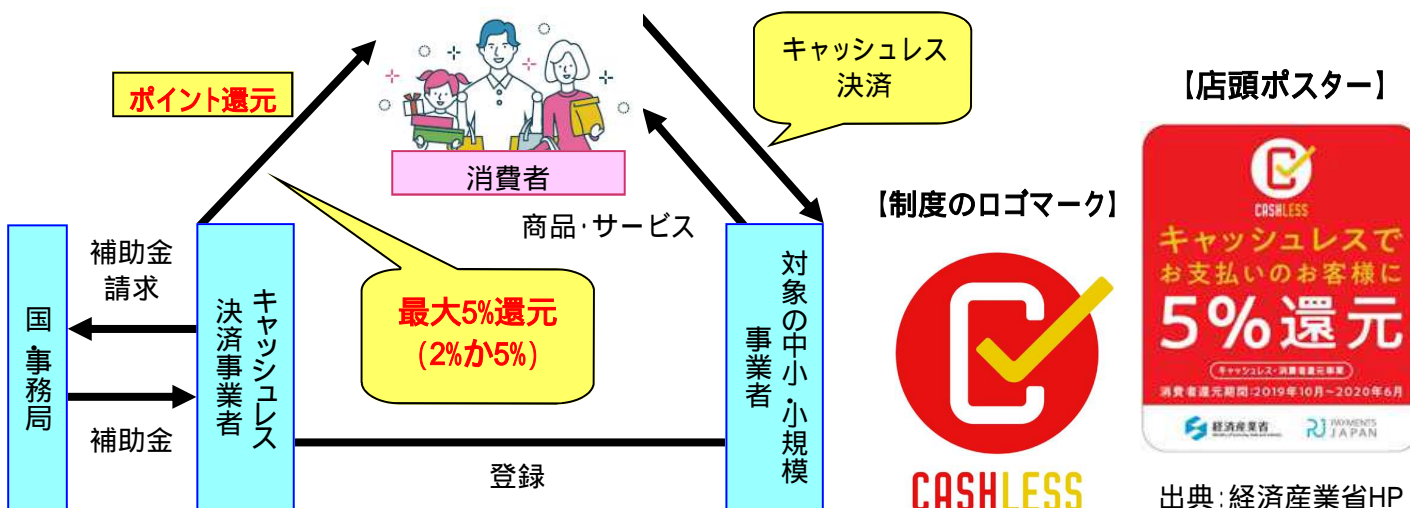
中村友理香(埼玉事務所)



キャッシュレス・ポイント還元制度について

いよいよ10月から消費税が10%へ増税されます。また同時に増税に伴う消費の落ち込みを防ぐためのキャッシュレス・ポイント還元制度も始まります。この制度は2019年10月から2020年6月までの9ヶ月間の限りの制度です。対象店舗で、登録されたキャッシュレス決済で支払いをすると、最大5%の還元を受けられる制度となります。軽減税率制度で8%に税率が据え置かれる食料品も対象となります。

中小企業または個人事業主が運営する店舗、コンビニやガソリンスタンドなどのフランチャイズチェーン、インターネット通販も対象となります。キャッシュレス決済に対応する店舗であっても、対象店舗でない場合はポイントの還元が受けられませんので注意が必要です。対象店舗は、【制度のロゴマーク】や【店頭ポスター】が目印となります。経済産業省のウェブサイトでは登録店舗のリストが発表されています。また9月下旬頃には、ウェブ上の地図機能や地図アプリからも対象店舗が検索可能となる予定です。



主な対象キャッシュレス決済手段: クレジットカード・デビットカード・電子マネー(プリペイド)・QRコード

キャッシュレス決済時のポイント還元率は、店舗の状況により5%、2%、還元なしの3種類があります。

対象店舗	ポイント還元率	消費税実質負担率 (軽減税率)
中小企業や個人が経営する小売、飲食など小規模店舗	5%	10% - 5% = 5% (8% - 5% = 3%)
コンビニ・外食・ガソリンスタンド等のフランチャイズチェーン	2%	10% - 2% = 8% (8% - 2% = 6%)
上記以外の店舗 大手スーパー、百貨店など	還元なし	10% - 0% = 10% (8% - 0% = 8%)

例えば対象店舗で11,000円(税込)の買い物をした場合、最大550円のポイント還元が受けられます。原則、税込価格でのポイント還元となっていますが、一部の決済手段では、税抜価格に対してポイント還元される場合もあります。また、ポイント還元方法は、キャッシュレス決済手段ごとに異なります。

例えば、支払時に5%を即時還元(実質値引き)の場合やクレジットカード請求時に還元額が差し引かれる場合等様々です。また決済事業者ごとに一定の額の上限を設ける予定があるようですので、利用の場合は確認したほうがよいでしょう。

・5%還元となる店舗(中小・小規模店舗)で、11,000円(税込)の買い物をした場合
11,000円(税込)の5%還元で、550円のポイント還元となります。

・2%還元となる店舗(フランチャイズチェーン等)で、11,000円(税込)の買い物をした場合
11,000円(税込)の2%還元で、220円のポイント還元となります。

換金性の高い商品や金券(切手、印紙、商品券、プリペイドカード等)、すでに減税の対策がされているもの(住宅、自動車等)、もともと消費税のかからない非課税のもの(医療機関の診療、学校の授業料、住居家賃等)はポイント還元の対象外となります。

以下のアドレス・QRコードに経済産業省の説明資料が掲載されています。

経済産業省 ポイント還元事業：<https://cashless.go.jp/>



ホームページもご覧ください。

<http://naka-cpa.my.coocan.jp/>

所得金額調整控除について

平成30年度税制改正により、**令和2年度から**、給与収入850万円超の者の給与所得控除額は195万円となり、現行の1,000万円超の者の上限額220万円を大きく下回り、増税となります。

ただし、本人が特別障害者、23歳未満の扶養親族を有する、特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、給与所得控除額の上限引き下げによる増税を緩和させるため、「所得金額調整控除」制度が措置されています。

この制度は従来の扶養控除とは仕組みが異なり、例えば年収850万円を超えるダブルインカム夫婦に23歳未満の扶養親族である子供がいる場合には、夫婦そろって所得金額調整控除を受けることができます(従来の扶養控除は夫婦いずれかしか適用できない)。年末調整の際に、所定の書類に記載・提出することにより控除を受けることができます。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15 ウィン青山1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp
nakamura-cpa@tkcnf.or.jp